

Koriyama Park Guide

郡山市の公園



ひらけ 未来へ こおりやま

都市公園の紹介



街区公園

街区公園は、主に半径250mの範囲内に居住する住民が利用することを目的とした公園で、児童の遊戯をはじめ、街区住民の身近な休息の場として利用される公園です。

ブランコ、すべり台、砂場などの児童を対象とした遊戯施設を配置した公園や、中心市街地に位置する水・緑公園や芳山公園のように修景施設や休憩施設を主体に配置した公園などがあります。

三宝坦公園



前北原公園



芳山公園



近隣公園

近隣公園は、主に半径500mの範囲内に居住する住民が利用することを目的とした公園で、街区公園よりも広い範囲に居住する方々を対象とした公園です。

日常的な屋外レクリエーション活動に対応できる広場、遊戯施設、休憩施設などを整備しています。

麓山公園



芳賀池公園



島中央公園



八山田公園



地区公園

地区公園は、主に半径1kmの範囲内に居住する住民が利用することを目的とした公園で、地区住民の身近なコミュニティ活動などの場となるよう、休養施設、修景施設などを配置しています。

酒蓋公園



21世紀記念公園



総合公園

総合公園は、休息、観賞、散歩、遊戯、運動など総合的に利用できる公園で、休養施設、修景施設、運動施設、自由広場、散策路などを総合的に配置した公園です。

開成山公園



郡山カルチャーパーク



大槻公園



平成記念郡山こどものもり公園



公園の役割

公園には、のびのびと遊んだり、散策や運動したりすることの他にも、環境保全や防災などの多様な役割があります。

遊ぶ

公園には、様々な種類・大きさの遊具が設置されています。これらの遊具は毎年点検を行い、更新・補修を計画的に実施しています。



健康

簡単なトレーニングやストレッチができる健康遊具を設置している公園もあります。日ごろの運動不足解消にご活用ください。



防災

災害発生時に避難場所となるほか、耐震性貯水槽や備蓄倉庫を設置するなど、地域の防災拠点としての機能を有しています。



21世紀記念公園麓山の杜の備蓄倉庫

学ぶ

動植物の生息・生育空間となる公園・緑地などは、自然観察や生物調査など環境学習の場として活用されています。



平成記念郡山こどものもり公園での自然観察会

郡山市水と緑のまちづくり基金



「郡山市水と緑のまちづくり基金」は、水と緑の環境を保全・育成していくために設立したもので、市民・企業の皆様からの寄附金などを積み立て、住宅新築時の記念樹の交付や生垣づくり助成等の都市緑化事業に役立てています。

寄附金のお申し込み先

郡山市都市構想部公園緑地課

〒963-8601 福島県郡山市朝日一丁目23-7本庁舎3階（電話番号：024-924-2361）

※郡山市水と緑のまちづくり基金への寄附金は、寄附金控除等の優遇措置が受けられます。詳細はお住まいの地域の税務署や自治体の税務部門へお問い合わせください。

郡山市の都市公園



郡山市の都市公園の歴史は、江戸時代の文政7(1824)年、当時の郡山村が宿場町として昇格した記念として造られた現在の麓山公園が、明治の始めに、町内の有志たちによってほぼ現在の公園の形に整備がなされ、共楽園と呼ばれていたものが、昭和24(1949)年に都市公園(麓山公園)として位置付けられたのがはじまりです。

その後、市民に憩いと安らぎを与える場として計画的に整備を進め、昭和50(1975)年に67.86haだった都市公園の総面積は、令和5(2023)年には343.74haとなり、市民1人当たりの面積は11.16㎡となりました。



都市公園の主な整備事業



開成山公園等Park-PFI事業

事業期間：令和2(2020)年度～令和24(2042)年度

開成山公園のスポーツエリアを除く西側及び隣接する開成二丁目公園、水・緑公園、開拓公園において、平成29年の都市公園法の改正により創設された公募設置管理制度(Park-PFI制度)を活用した公園施設(芝生広場や駐車場など)及び収益施設(飲食店・売店など)の整備と、これら公園施設の維持管理・運営を行う指定管理者制度を一体的に導入することにより、市の財政負担を軽減しながら公園の質・利便性・魅力の向上を図っています。



五百淵公園 里山再生事業

事業期間：令和2(2020)年度～令和6(2024)年度

五百淵公園の森林区域には、病虫害被害木や立ち枯れ木等が多く存在するとともに、樹木が過密であり、外来樹木も広範囲に生育している状態であったため、間伐等による光環境の改善や外来樹木の駆除などの森林整備を行いました。

また、不要となった伐採木のチップを園路等に敷設し、市民が散策や環境学習の場として安心・安全に利用できる環境として整備しました。

今後は、下刈りや外来種の萌芽(ほうが)除去等、適切な維持管理に努めます。



特殊公園

特殊公園は、自然の景観を楽しむことを目的とした風致公園や、史跡、名所、天然記念物などの文化財に設置される歴史公園、墓地と緑地を有した墓地公園など、特有の機能や性格を持った公園です。

五百淵公園



浄土松公園



緑地・緑道

都市緑地は、都市内の自然的環境の保全や都市景観の向上などを目的として、植栽地などを配置した公園です。また、緑化による快適性の向上と車道との分離による安全性の確保、災害時の避難経路等の役割を持つ緑道も都市公園に含まれます。

中町緑地



開成緑地



大槻緑道



公園愛護協力会



公園愛護協力会は、市と地域住民の皆さんが協力して公園の美化などに努め、利用者や住民の方々が公園を快適に利用できるよう活動する団体で、公園ごとに結成しており、令和5年度末で213団体が組織され、活動しています。

これらの団体に対し、市では、公園・緑地の管理面積に応じた報償金を支給するとともに、ごみ袋の配付や、作業に必要な物品の貸し出しなどを行っています。

市の支援

報償金	10,000円/年1回支給 ※愛護活動区域面積に応じ追加して支給します。
支給物品	ごみ袋(45ℓ)
貸出物品	竹ぼうき、熊手、かま、ごみばさみ、刈払機、 高枝切りばさみ、自走式草刈機 ※貸出を希望する場合は、事前に公園緑地課まで ご連絡ください。



公園の使用許可



公園内でイベントなどを行いたいとき、施設を設置したいとき

公園内で以下の行為をしようとする場合は、許可が必要です。
詳細については事前にご相談ください。

- ・物品の販売、配布
- ・募金、署名活動
- ・イベントの開催
- ・競技会、展示会、集会、撮影会
- ・施設等の設置（都市公園法で定められた施設のみ許可）
- ・その他、公園の全部又は一部を独占して利用する行為



公園使用料の額

公園を使用する場合の使用料の額は、郡山市都市公園条例第10条に規定されています。

下記の内容等については公園使用料の全部または一部が免除になります。

- ・市が主催して行う事業等に使用するとき。
- ・市と他の団体が共催して行う公益的事業に使用するとき。

目的	使用料（令和6（2024）年4月～）
興行（営利目的）	30円/日・㎡
展示会、集会等（興行目的以外）	15円/日・㎡
イベントに伴う露店等（開成山公園）	4,100円/店・日*
イベントに伴う露店等（開成山公園を除く都市公園・緑地）	1,100円/店・日*

※店舗の面積が35㎡を超える場合は、超えた面積分につき30円/日・㎡を加算

公園利用のルール



郡山市都市公園条例により、次に掲げる行為は禁止されています。

- (1) 公園を損傷し、又は汚損すること。
 - ・トイレや水飲み場などへのいたずら
 - ・ごみの放置 など
- (2) 竹木を伐採し、又は植物を採取すること。
- (3) 土地の形質を変更し、又は土石類を採取すること。
- (4) 鳥獣魚類を捕獲し、又は殺傷すること。
- (5) はり紙若しくははり札をし、又は広告を表示すること。
- (6) 立入り禁止区域に立ち入ること。
- (7) 指定した以外の場所に車両を乗り入れ、又は駐車すること。
- (8) 危険のおそれのある遊戯をし、又は公衆の公園の利用に支障のある行為をすること。
 - ・野球やゴルフなど、他の利用者の迷惑となる行為
 - ・エンジンをつけたままの駐車や、夜間・早朝のバスケットボールなど、周辺住民の迷惑となる行為
 - ・専用施設以外でのバーベキューや花火などの火気の使用
 - ・犬をノーリードで散歩させる、フンを放置する
 - ・紐のついた衣服やマフラーなど絡まりやすい服装や、サンダルなどの脱げやすい靴を着用しての遊具の利用、幼児のみでの遊具の利用 など
- (9) 公園をその用途外に使用すること。



管理事務所等連絡先

※令和6(2024)年3月現在

●都市公園関係

施設名	施設連絡先 (024)	施設所在地	担当課連絡先 (024)
開成山公園管理事務所	934-8733 (R6(2024)年4月~)	開成一丁目5	公園緑地課 924-2361
郡山カルチャーパーク	947-1600	安積町成田字東丸山61	
21世紀記念公園 麓山の杜	924-2194	麓山一丁目16-17	
浄土松公園	957-3700 (R6(2024)年4月~)	逢瀬町多田野字浄土松1-1	
荒井中央公園	947-9440	安積北井一丁目49	
平成記念郡山こどものもり公園	958-5570	富久山町福原字左内5-2	
大槻公園	952-7355	大槻町字漆棒70-1	
八山田こども公園	925-3225	富久山町八山田字宮脇53-5	子ども家庭未来課 924-2525
大安場史跡公園ガイダンス施設	965-1088	田村町大善寺字大安場160	文化振興課 924-2661
東山霊園管理事務所	955-2107	田村町小川字ヤシウリ5	環境政策課 924-2731
桜木観察広場(逢瀬川1号・2号緑地) 大島自然ふれあい広場(逢瀬川3号・4号緑地) 富田親水広場(逢瀬川5号緑地)	-	-	河川課 924-2701

●その他の関連する施設

施設名	施設連絡先 (024)	施設所在地	担当課連絡先 (024)
ちびっ子広場	-	-	公園緑地課 924-2361
野鳥の森学習館	934-2180	菜根四丁目18-6	
東部森林公園	-	田村町金沢字大六149-1	林業振興課 924-2231
高篠山森林公園	957-3748	逢瀬町多田野字高篠1-6	
石筵ふれあい牧場	984-1000	熱海町石筵字萩岡2-2	園芸畜産振興課 924-3761
せせらぎこみち	-	-	下水道保全課 932-7663
南川溪谷	-	-	河川課 924-2701
荒池農村公園 ※荒池西・中央児童公園は公園緑地課	-	-	農地課 924-3921
開成山公園内運動関連施設	934-1500	開成一丁目	スポーツ振興課 924-3441
街路樹(市道)	-	-	道路維持課 924-2301

編集発行【令和6(2024)年3月作成】
郡山市 都市構想部 公園緑地課
〒963-8601 郡山市朝日一丁目23番7号(本庁舎3階)
TEL:024-924-2361 FAX:024-938-2720
郡山市ウェブサイト
<https://www.city.koriyama.lg.jp>

